

提 案 ・ 要 望 書

平成 2 4 年 5 月

島 根 県

島根県政の推進につきましては、日頃から格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本県におきましては、財政健全化をはじめとする行財政改革に全力で取り組みながら、産業振興等の各種施策を展開していますが、地域経済の停滞に加え、地域間格差の拡大などにより、行財政運営は非常に厳しい局面を迎えています。

こうした状況の中で、地方税財源の充実強化をはじめとする本県が抱える諸課題への取組みには、国のご理解とご協力が是非とも必要です。

つきましては、平成25年度の予算編成と今後の施策展開において実現していただきたい事項をとりまとめましたので、特段のご配慮を賜りますようお願いいたします。

平成24年5月

島根県知事 溝口善兵衛

島根県議会議長 洲浜繁達

島根県 提案・要望事項(内閣官房関係)

I 竹島に関する国の所管組織の設置等

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 内閣府において竹島も含め領土問題を所管する組織を設置し、併せて「竹島の日」を閣議決定すること。
- (2) 国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。
- (3) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (4) 竹島問題や国境離島が果たしている役割などについて、政府広報で取り上げるなど広報啓発活動を強化すること。

II 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

- (1) TPPへの参加は、国民生活のあらゆる分野に大きな影響を与えることが予想されることから、参加による影響をよく分析し、国民に丁寧に説明し、国民的議論を十分に行うこと。
- (2) TPPは、特に国内の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、政府として国内農林水産業・農山漁村の振興対策を明確に示した上で、国政の場で十分な議論を行うこと。

島根県 提案・要望事項(内閣府関係)

I 竹島に関する国の所管組織の設置等

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 内閣府において竹島も含め領土問題を所管する組織を設置し、併せて「竹島の日」を閣議決定すること。
- (2) 国境に位置する離島については、領土保全という特別な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。
- (3) 竹島問題や国境離島に関する啓発施設を隠岐の島町に設置すること。
- (4) 竹島問題や国境離島が果たしている役割などについて、政府広報で取り上げるなど広報啓発活動を強化すること。

II 地方行財政の充実強化

- 1 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。
- 2 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとする事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に配慮した仕組みとすること。
- 3 国の出先機関改革を進めるにあたっては、移管に伴う財源措置や人員移管の仕組み、投資的事業などにおける国と地方の役割分担、社会資本整備の遅れた地方への配慮など検討を要する課題について、地方の意見を十分踏まえた上で、具体的な方針を早急に示すこと。

Ⅲ 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因を徹底的に究明すること。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱いている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今般政府が示した原子力発電所の再稼働にあたっての安全性に関する判断基準の根拠を国民や立地自治体・周辺自治体に対して明快に説明し、その理解を得ること。
- (3) 事故から得られた新たな知見に基づき、原子力発電所の安全基準の抜本的な見直しを早急に行い、シビアアクシデントに至らないための対策を講じること。万が一、シビアアクシデントに至った場合の対策も講じること。
- (4) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。
- (5) 原子力安全規制組織の見直しにあたっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力防災指針」を早急に見直し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害編）の策定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故において、オフサイトセンターが機能しなかったことを踏まえ、オフサイトセンターの目的、機能、役割、設置箇所、代替的なオフサイトセンターの設置等について、地元自治体等の意見を十分に聞いて検討すること。

(3) 原子力災害が発生した場合は、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面にたって調整・支援を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 住民の避難に必要な避難所、避難手段、避難物資、避難所・救護所要員の確保
- ③ 要援護者の避難に必要な広域福祉避難所、搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保
- ④ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立
- ⑤ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充

(4) 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。

また、スクリーニングのあり方についても検討し、広域避難における運用基準を明示すること。

(5) 緊急時モニタリングについては、事業者、国、自治体などの役割を明確にするとともに、「環境放射線モニタリング指針」の改定を早急に行うこと。

IV 防災対策の強化

- 1 東日本大震災を踏まえ、改正が予定されている災害対策基本法や防災基本計画の修正など、防災対策の強化・見直しにあたっては、国と地方の備蓄体制における役割を明確化し、広域大規模災害については、国における備蓄体制を構築すること。
- 2 防災行政無線など、災害時の情報伝達手段の整備が早急に進むよう財政措置を拡充すること。

V 少子化対策の推進

子ども・子育て新システムの具体化にあたっては、国の責任を明らかにした上で、市町村や保育現場の意向も踏まえた制度設計を行うこと。

- (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供できるよう、適切な財政措置を講じること。
- (2) 保育を必要とする家庭が確実にサービスを受けられる仕組みとすること。
- (3) 指定こども園等の指定基準や給付内容は、質の高い教育と保育を地域格差なく提供できるものとする。

島根県 提案・要望事項(総務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成25年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置し、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 国家公務員の給与削減の実施にあたっては、地方の実態を考慮するとともに、一方的な交付税の削減を行わないこと。
- (3) 投資的事業の実施や地方債の償還については、社会資本整備の状況や財政力など地方の実情を踏まえた財政措置を行うこと。
- (4) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。

2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとした事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮した仕組みとすること。
- (3) 国の出先機関改革を進めるにあたっては、移管に伴う財源措置や人員移管の仕組み、投資的事業などにおける国と地方の役割分担、社会資本整備の遅れた地方への配慮など検討を要する課題について、地方の意見を十分踏まえた上で、具体的な方針を早急に示すこと。

Ⅱ 厳しい経済・雇用情勢への対応

- 1 地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、財政力が弱い自治体を実施する地域経済・雇用対策への財政措置を充実すること。
- 2 東日本大震災による中小企業・農林水産業等への影響に対応するため、各自治体が独自に講じる必要な施策に対して十分な財政措置を行うこと。
- 3 これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。

Ⅲ 離島・過疎地域への支援

1 国境に位置する離島への支援

地理的条件の厳しい離島の実情を踏まえた十分な支援措置を講じること。特に国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

2 過疎地域の病院等への支援

医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。

島根県 提案・要望事項(外務省関係)

I 竹島の領土権の早期確立

平成18年6月に衆参両院本会議で採択された「竹島の領土権の早期確立に関する請願」を踏まえ、次の事項について早期の具体化を図ること。

- (1) 竹島における施設建設などの最近の韓国の動きに対して嚴重な抗議を重ねるとともに、国際司法裁判所における解決を含め、領土権の早期確立に向けた外交交渉の新たな展開を図ること。
- (2) 竹島領土問題や、国境離島が果たしている役割などを国民に啓発する施設を隠岐の島町に設置すること。

II 米軍機による低空飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われないう、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

- (1) 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置するなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を明らかにすること。
- (2) 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側に具体的に伝えること。

3 住民負担の軽減等

- (1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- (2) 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じること。

島根県 提案・要望事項(財務省関係)

I 地方行財政の充実強化

1 地方財源の確保

- (1) 平成25年度の地方財政対策においては、社会保障費などの需要額の増加を適切に積算すること。また、増嵩する臨時財政対策債の元利償還金を別枠で措置し、必要な地方交付税の総額を確保すること。
- (2) 国家公務員の給与削減の実施にあたっては、地方の実態を考慮するとともに、一方的な交付税の削減を行わないこと。
- (3) 投資的事業の実施や地方債の償還については、社会資本整備の状況や財政力など地方の実情を踏まえた財政措置を行うこと。
- (4) 地方間で格差が生じないように、地域の実情に沿って、恒常的で十分な財政調整の仕組みを設けること。

2 地方分権改革の推進

- (1) 地方分権改革においては、地方の自由度・裁量性の向上につながるよう地方団体の意見を十分踏まえるとともに、社会資本整備や財政力の地域間格差に配慮するなど適切な財源措置を行うこと。また、同時に、地方の経済的・財政的自律性を高めるため、人や経済の流れが都市から地方へ分散していくような政策を進めること。
- (2) 地域自主戦略交付金については、地方の社会資本整備をはじめとした事業の実施に必要な総額を確保するとともに、財政力が弱い地域や社会資本整備が遅れている地域に十分配慮した仕組みとすること。
- (3) 国の出先機関改革を進めるにあたっては、移管に伴う財源措置や人員移管の仕組み、投資的事業などにおける国と地方の役割分担、社会資本整備の遅れた地方への配慮など検討を要する課題について、地方の意見を十分踏まえた上で、具体的な方針を早急に示すこと。

Ⅱ 厳しい経済・雇用情勢への対応

- 1 地方の経済・雇用の厳しい実情に配慮し、財政力が弱い自治体を実施する地域経済・雇用対策への財政措置を充実すること。
- 2 東日本大震災による中小企業・農林水産業等への影響に対応するため、各自治体が独自に講じる必要な施策に対して十分な財政措置を行うこと。
- 3 これまでの国の経済対策で設置した基金については、事業継続の必要性を踏まえ、期間の延長を行うとともに、地方の主体的な取組みが可能となるよう、更なる要件の見直しを行うこと。

島根県 提案・要望事項(文部科学省関係)

I 学校教育における竹島の指導

全国の子どもが竹島問題を正しく理解することは極めて重要であり、学校教育において、竹島問題を積極的に扱うよう指導を強めること。

II 医師養成の充実等

厚生労働省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。

- (1) 産科・外科など不足する特定の診療科の医師を確保するため、不足診療科を選択する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
- (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
- (3) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

III 原子力防災対策の強化

- 1 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。
また、スクリーニングのあり方についても検討し、広域避難における運用基準を明示すること。
- 2 緊急時モニタリングについては、事業者、国、自治体などの役割を明確にするとともに、「環境放射線モニタリング指針」の改定を早急に行うこと。

IV 世界文化遺産の保全管理の充実

世界文化遺産に登録された全国12件の資産の保全と、我が国の文化財保護全体の充実を図るために、新たな法律の制定や文化財保護法の改正などその方策を検討すること。

島根県 提案・要望事項(厚生労働省関係)

I 医師・看護職員確保対策の推進

- 1 医師不足が深刻な地方の病院や、産科・外科など不足する診療科で勤務する医師を増やすよう、必要な措置を講じること。
 - (1) 地域の医療機関や、医師が不足する地域・診療科に勤務する医師に対し、診療手当の拡充を行うなど、その処遇を手厚くすること。
 - (2) 特に、喫緊の課題である「安心してお産のできる体制」を維持するため、産科医、麻酔科医、小児科医、助産師の処遇改善を図ること。
 - (3) 若手医師が地域の医療機関や医師が不足する診療科において、充実した研修が受けられるよう研修環境や指導体制の充実を図ること。
 - (4) 産科・外科などにおける医療事故・医療紛争を裁判外で早期に解決できる制度を構築すること。また、早期の被害者救済のため、無過失補償制度を拡充すること。
 - (5) 後期臨床研修を制度化し、地域ごと、診療科ごとの定員を設け、医師の偏在是正を図ること。
 - (6) 女性医師の出産・育児による離職防止、復職の促進に向け、仕事と育児等が両立できるよう、必要な財源措置も含め、就労環境の整備・充実を図ること。
- 2 文部科学省と連携し、医師養成体制の充実や、大学によるへき地医療支援を促進すること。
 - (1) 産科・外科など不足する特定の診療科の医師を確保するため、不足診療科を選択する学士入学枠を国公立大学や私立大学の医学部に設けること。
 - (2) 地域医療に求められている、総合的に患者を診る能力を持つ医師を養成するため、教育体制の強化を図ること。
 - (3) 若手医師が医学部・大学病院において、教育・研究活動に従事でき、地域医療を担うことのできる環境を整備するために、医師等の処遇や勤務環境の改善、機能強化が図れるよう十分な財政支援を行うこと。

- 3 看護職員の養成・離職防止・再就業促進等の取組みに対する財政支援の充実、地域の医療・福祉を支える看護職員の給与等の処遇や勤務環境の改善など、看護職員の安定確保につながる対策を講じること。
- 4 医師・看護職員の確保、処遇の充実、従事環境の整備等の十分な取組みが行えるよう、過疎地における公立・公的病院等への財源支援措置の充実を図ること。
- 5 勤務医や看護職員の過剰勤務解消のため、医療の現状、医療機関の適切な利用方法などについて、国民への広報・啓発を強化すること。
- 6 地域医療を確保・維持するためには、人材育成や勤務環境の整備などの取組みを継続して実施する必要がある、平成26年度以降の地域医療再生基金の継続など、引き続き財政措置を講じること。

Ⅱ 少子化対策の推進

- 1 出産・子育てを行う世帯の経済的負担の軽減策を講じること。
 - (1) 乳幼児医療のような基本的なサービスについては、国において本人負担の軽減措置を拡充すること。
 - (2) 特定不妊治療等の医療保険適用を図ること。
 - (3) 妊婦健診への公費助成を恒久的な措置とすること。
 - (4) 多子世帯等における保育料の更なる軽減を図ること。
- 2 待機児童を解消し良好な保育環境を提供するため、保育所の整備が確実に
行えるような制度を創設すること。
- 3 保育所における職員配置の充実、防災機能の強化を図るとともに、中山間
地域や離島などの小規模な保育所等でも、安定的な事業運営や多様なサービ
ス提供が行えるよう支援措置を拡充すること。
- 4 子ども・子育て新システムの具体化にあたっては、国の責任を明らかにし
た上で、市町村や保育現場の意向も踏まえた制度設計を行うこと。
 - (1) 財政力が弱い自治体においても、必要なサービスが持続的に提供でき
るよう、適切な財政措置を講じること。
 - (2) 保育を必要とする家庭が確実にサービスを受けられる仕組みとするこ
と。
 - (3) 指定こども園等の指定基準や給付内容は、質の高い教育と保育を地域
格差なく提供できるものとする。

Ⅲ がん対策の推進

- 1 がん薬物療法やがん放射線療法を専門とする医師・看護師等の医療従事者の養成が確実に行われるよう、十分な予算を確保するなど必要な対策を講じること。
- 2 医療機器の整備及び専門医の配置等の指定要件を緩和し、地域の実態に即して、がん診療連携拠点病院を確保すること。また、がんの診断・治療に係る高度医療機器の整備を促進すること。
- 3 保険者に被保険者のがん検診受診を義務づけるなど、企業等におけるがん検診受診を促進すること。
- 4 患者会等が行っている患者支援活動に対する支援策を講じること。
- 5 がん治療に係る承認薬の保険適用の拡大を一層迅速に進めること。
- 6 がん対策推進基本計画の見直しにあたっては、これまでの施策に加え、重点課題に追加される「働く世代へのがん対策の充実」など新たな取組みに対しての予算も確保すること。

IV 厳しい雇用情勢への対応

円高、欧州の金融危機や原油価格の上昇などにより、経済・雇用情勢は、今後もより厳しい状況になることが予想されることから、離職対策や就職支援を充実すること。

- (1) 離職者に対する住宅や生活に関する支援策である「第二のセーフティネット支援施策」を延長すること。
- (2) 生活・就労に困窮する求職者や稼働能力を有しない者等のニーズに応じて制度横断的・継続的な支援を行う「パーソナル・サポート・サービスモデルプロジェクト」について、円滑に制度化すること。
- (3) 緊急雇用対策として行ってきた「重点分野雇用創造事業」について、平成25年度以降も継続実施すること。また、通算1年とされている雇用・就業期間の要件を緩和すること。
- (4) 3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金、3年以内既卒者トライアル雇用奨励金について、平成25年度以降も実施すること。また、3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金について、支給回数制限を撤廃すること。

V 原子力防災対策の強化

- 1 原子力災害が発生した場合は、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面にたって調整・支援を行うこと。
 - ①県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
 - ②住民の避難に必要な避難所、避難手段、避難物資、避難所・救護所要員の確保
 - ③要援護者の避難に必要な広域福祉避難所、搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保
 - ④要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立
 - ⑤避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充
- 2 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。

また、スクリーニングのあり方についても検討し、広域避難における運用基準を明示すること。

VI 福祉サービス提供体制の充実

- 1 福祉・介護人材の確保対策を引き続き確実に実施できるよう、「障害者自立支援対策臨時特例基金」による特別対策事業について、平成25年度以降も期間を延長し、追加の予算措置を行うこと。
- 2 社会福祉施設の耐震化促進のため、「社会福祉施設等耐震化臨時特例基金」については、平成25年度以降も継続し、対象施設の要件緩和など制度を弾力化すること。

島根県 提案・要望事項(農林水産省関係)

I 農林水産業の振興や集落の維持等に必要な基盤の整備

- (1) 農林水産業の生産を支え、農山漁村の安全な暮らしを守る基盤整備事業について、地方の実情に配慮した必要な予算を確保すること。
- (2) 平成24年度までの期間で実施されている「ふるさと農道緊急整備事業」について、平成25年度以降も継続すること。

II 地方の実情を踏まえた農林水産行政の推進

1 環太平洋パートナーシップ（TPP）協定への対応

TPPへの参加は、国内の農林水産業に大きな影響を及ぼすことが懸念されることから、政府として国内農林水産業・農山漁村の振興対策を明確に示した上で、国政の場で十分な議論を行うこと。

2 農業担い手確保対策の充実

- (1) 青年の就農直後の経営安定を図るため、青年就農給付金の予算確保と制度拡充を図ること。
- (2) 集落維持が困難な地域での担い手確保を図るため、地区外の農地維持に取り組む経営体（サポート経営体）に対して、作業受託などを対象とする支援制度を構築すること。

3 地域の活性化に向けた施策の実施

- (1) 鳥獣被害防止総合対策交付金について、平成25年度以降も継続し、十分な予算を確保すること。
- (2) 「もうかる漁業創設支援事業」について、共同利用方式による漁船建造を対象とするなど制度を拡充すること。

4 農産物等の輸出の円滑化

放射能汚染に関する懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供や、産地証明書の発行等の輸出手続に関する相手国との合意形成など、必要な措置を講じること。

5 農業用水利施設を利用した小水力発電の導入促進

農業用水利施設を利用した小水力発電の導入を促進するため、手続の簡素化や事業者の経営の安定化を図ること。

- (1) 非かんがい期の小水力発電に係る水利権許可手続について、かんがい期と同様に事務の簡素化を図ること。
- (2) 発電事業者の安定的な経営が図られるよう、国の調達価格等算定委員会での電力買取価格に関する結論を踏まえ、適切な調達価格及び調達期間を設定すること。
- (3) 固定価格買取制度の対象について、新設の小水力発電施設に限らず、既存施設も対象となるよう制度の弾力化を図ること。

Ⅲ 福島原発事故に伴う農畜産物の風評被害対策等の実施

放射性セシウムを含んだ汚染堆肥の処分経費や肥育牛の全頭検査経費など、生産者・地方公共団体に対する東京電力の損害賠償が、早急かつ円滑に実施されるよう万全を期すこと。

Ⅳ 森林・林業・木材産業への支援

- 1 循環型林業の確立を図るため、間伐に加え、主伐による原木増産と伐採跡地の再植林などを一体的に行う制度・対策の充実・強化を図ること。
- 2 林業公社の経営安定化に対する支援措置を充実すること。
 - (1) 日本政策金融公庫資金の既往債務に対する元利金返済負担軽減措置を実施し、併せて森林整備活性化資金の融資対象事業の拡大を行うこと。
 - (2) 長伐期化に伴う分収契約の変更等を円滑に実施するため、法・税制度等を整備すること。

V 日韓漁業協定の実効確保と監視取締体制の充実強化等

- 1 竹島の領土権を確立し、排他的経済水域（EEZ）の境界線を画定することにより、暫定水域の撤廃を図ること。
- 2 それまでの間、両国の責任のもとで、暫定水域における資源管理について、実効ある管理体制を早期に確立すること。
- 3 我が国の排他的経済水域内における韓国漁船の違法操業が根絶されるよう、引き続き監視取締りの充実強化を図ること。
- 4 我が国と漁場競合する韓国のはえ縄漁船について、排他的経済水域内における許可隻数の削減、操業規制の強化を行うこと。
- 5 平成25年度以降も「漁場機能維持管理事業」を継続し、暫定水域の影響を受けている漁業者に重点的な支援を行うこと。
- 6 排他的経済水域の生産力を強化し、漁業経営の安定を図るため、まき網漁業の依存度が高いマアジ等を対象とする国直轄の漁場整備を推進すること。

島根県 提案・要望事項(経済産業省関係)

I 原子力発電所の安全対策の強化等

1 原子力安全対策

- (1) 福島第一原子力発電所の事故を一刻も早く確実に収束させるとともに、事故が重大な事態に至った原因を徹底的に究明すること。また、これまでに明らかになった事故原因及び事故に関連して国民が抱いている疑問点に対して明快に分かりやすく説明すること。
- (2) 今般政府が示した原子力発電所の再稼働にあたっての安全性に関する判断基準の根拠を国民や立地自治体・周辺自治体に対して明快に説明し、その理解を得ること。
- (3) 事故から得られた新たな知見に基づき、原子力発電所の安全基準の抜本的な見直しを早急に行い、シビアアクシデントに至らないための対策を講じること。万が一、シビアアクシデントに至った場合の対策も講じること。
- (4) 新たな基準に基づき、島根原子力発電所1、2、3号機の安全性について国が責任を持って厳格な評価を行い、適切な指導を行うこと。
- (5) 原子力安全規制組織の見直しにあたっては、独立性・透明性が確保され、国民の理解が得られる体制とすること。

2 原子力防災対策

- (1) 「原子力防災指針」を早急に見直し、実効性のある防災体制を構築するとともに、県、市町村が行う地域防災計画（原子力災害編）の策定や福島での事故を踏まえた防災対策の強化に対して必要な支援・協力を行うこと。
- (2) 福島第一原子力発電所の事故において、オフサイトセンターが機能しなかったことを踏まえ、オフサイトセンターの目的、機能、役割、設置箇所、代替的なオフサイトセンターの設置等について、地元自治体等の意見を十分に聞いて検討すること。

(3) 原子力災害が発生した場合は、一般住民及び要援護者の避難が迅速かつ安全にできるよう、特に以下の点について、国が前面にたって調整・支援を行うこと。

- ① 県境を越えるような広域避難が発生した場合の避難に係る受入れ自治体、関係機関との調整
- ② 住民の避難に必要な避難所、避難手段、避難物資、避難所・救護所要員の確保
- ③ 要援護者の避難に必要な広域福祉避難所、搬送手段、資機材、医療・介護従事者等の確保
- ④ 要援護者の最終的な避難先となる病院、社会福祉施設等の確保及びそこへの迅速な移送が可能となる体制の確立
- ⑤ 避難道路の早急な整備及び支援措置の拡充

(4) 安定ヨウ素剤の予防的服用について法的整理を進めるとともに、配備方法や服用手順など運用基準を整備すること。併せて、乳幼児が迅速に服用できる製剤を開発するなど、国として、迅速な服用体制の整備を進めること。

また、スクリーニングのあり方についても検討し、広域避難における運用基準を明示すること。

(5) 緊急時モニタリングについては、事業者、国、自治体などの役割を明確にするとともに、「環境放射線モニタリング指針」の改定を早急に行うこと。

Ⅱ 厳しい経済情勢への対応

- 1 円高、欧州の金融危機や原油価格の上昇などにより、地域の製造業は厳しい経営を強いられ、海外への事業移転も検討せざるを得ない状況にあるため、円高への対応や産業空洞化防止に必要な措置を講じること。
- 2 放射能汚染に関する懸念を解消し、円滑な輸出が行えるよう、輸出製品の安全性に関する諸外国への正確な情報提供など、必要な措置を講じること。

島根県 提案・要望事項(国土交通省関係)

I 地方の社会資本の整備促進

遅れている地方の社会資本整備を進めることができるよう、必要な予算を十分確保し、地方に重点配分するとともに、特に以下の事項について整備の促進を図ること。

1 地方が実施する事業の促進

地域の生活に欠かせない道路の整備や、住民の安全・安心を確保するための河川改修、土砂災害対策等が着実に進むよう、社会資本整備総合交付金など、必要な予算を十分確保し、整備の遅れた地方に重点配分すること。

2 高速道路をはじめとする地方の道路整備の促進

(1) 高速道路や地域の生活に欠かせない道路など地方に必要な道路整備が今後も着実に進められるよう、予算を十分確保し、高速道路の供用率や一般道路の改良率が低く、整備が遅れている地域に重点的に配分すること。

(2) 住民の安全・安心の確保、都市部との格差解消のため、全国のミッシングリンクの整備事業費を確保し、2020年までに山陰道全線の完成を図ること。

①事業中区間の早期完成を図るために必要な予算を配分すること。

②事業化されていない区間の早期事業化を図ること。特に、「温泉津～江津間」の計画段階評価は平成24年度中に実施すること。

3 斐伊川・神戸川治水事業をはじめとする治水対策の促進

(1) 斐伊川・神戸川治水事業について、大橋川改修及び中海護岸堤防の整備を促進するとともに、斐伊川放水路の整備については、平成24年度の完成を目指すこと。また、本事業に関連する県管理河川の整備が着実に進められるよう、予算を重点的に配分すること。

(2) 流域住民の安全・安心を早期に確保するために、波積ダム、矢原川ダム事業については、県における検証結果を尊重し、最終判断を早期に示すこと。また、最終判断後は、機動的な予算措置を行い、速やかな治水対策事業の促進を可能とすること。

4 国際物流拠点浜田港における物流機能の強化

日本海側拠点港に選定された浜田港において、国際物流拠点としての機能を強化するため、次の事項について整備の促進を図ること。

①高速道路ネットワークと直結する「臨港道路福井4号線」の整備を促進すること。

②荒天時における港湾稼働率の向上を図るため、新北防波堤の整備を促進すること。

Ⅱ 地方交通への支援

1 地方航空路線の維持

高速交通ネットワークの整備が遅れている地方にとって、地方航空路線は地域の発展と自立に極めて重要な役割を担っているが、最近の地方航空路線を取り巻く環境は極めて厳しく、地方のみの努力では、もはや路線維持が困難になっている。

- (1) 地方航空路線を維持するため、国も一定の責任を担う新たな仕組みを創設すること。
- (2) 地元自治体が行き組む路線維持対策について、新たな財政支援制度を創設すること。

2 羽田空港再拡張に伴う国内航空路線の発着枠の確保

地方航空路線の充実を図り、産業振興や定住促進など地方の活性化を進めるため、平成25年度に予定されている羽田空港再拡張に伴う発着枠の配分においては、地方航空路線への配慮が必要である。

- (1) 国内・国際線の枠配分の決定に際しては、国内航空路線へ優先配分すること。
- (2) 国内線の配分では、代替交通機関が未整備である地域に対する特別枠を設けて配分すること。

3 離島航路の維持

隠岐航路は、島民2万2千人の日常生活を支えるとともに、年間40万人の乗客を運んでおり、必要不可欠なものであるが、急激な人口や観光客の減少による需要減などにより、運航事業者の経営は厳しく、運賃は高止まりの状況にある。

離島航路を道路と位置づけ、本土の公共交通機関と同程度の移動・流通コストで航路を利用できるよう、支援制度を拡充すること。

4 高速鉄道網の整備促進

フリーゲージトレインの実用化に向けた研究開発を引き続き進め、早期に伯備線に導入するとともに、建設事業費への新たな財政支援制度を創設すること。

Ⅲ 離島への支援

1 国境に位置する離島への支援

地理的条件の厳しい離島の実情を踏まえた十分な支援措置を講じること。特に国境に位置する離島については、領土保全という重要な役割を考慮し、一般の離島振興とは別に、特別の支援措置を講じること。

2 離島振興法の延長

平成24年度末に失効する離島振興法を拡充・延長し、離島航路運賃引き下げなど離島地域の生活条件の改善、産業基盤の整備を促進すること。

また、国境に位置する離島については、離島振興法の中に特別の配慮規定を設けること。

島根県 提案・要望事項(環境省関係)

I 海岸漂着ごみ対策の推進

海岸漂着ごみ対策について、海岸漂着物等処理推進法に基づき、政府が一体的に取り組むこと。

- (1) 地方公共団体が行う海岸漂着物の処理に要する経費など、海岸漂着物対策を推進するために必要な財政措置を講じること。
- (2) 日本海沿岸諸国からの海岸漂着ごみについては、引き続き外交ルートを通じ、対岸諸国に対し原因究明と対策を強く要請すること。

II 隠岐ジオパークの世界認定に向けた支援

世界認定を目指している隠岐ジオパークについて、世界各地から訪れた人に、その価値が理解されるよう、国立公園内における施設整備等を進めるとともに、地質遺産及び生態系の保存・調査研究についての支援を行うこと。

III 災害廃棄物広域処理への支援

災害廃棄物の受け入れにあたっては、県民の安全・安心の確保と県民の理解が得られることが必要不可欠であるので、国が責任を持ってより積極的な役割を果たすことにより、県民の不安を払拭し、市町村が安心して受け入れられる環境を整備すること。

- (1) 災害廃棄物の安全性について、県民が明快に理解できるよう十分に説明すること。
- (2) 災害廃棄物の広域処理に要する経費について実施自治体に対して所要額を措置すること。
- (3) 災害廃棄物の焼却時や最終処分場での作業時における安全確保、最終処分場の排水処理の方法、モニタリングの方法・その期間など災害廃棄物を処理するにあたっての技術的な支援を行うこと。
- (4) 災害廃棄物の受け入れによる風評被害が出ないよう、万全の対策を講じること。万が一、風評被害が発生した場合には、国が責任を持って対応すること。

島根県 提案・要望事項(防衛省関係)

I 米軍機による低空飛行訓練の中止等

1 関係機関への中止の要請等

住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われな
いよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

2 国による実態把握と実態の伝達

(1) 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置す
るなど、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実
態を明らかにすること。

(2) 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正
確に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米
国側に具体的に伝えること。

3 住民負担の軽減等

(1) 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、
この対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府
の認識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。

(2) 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音
や安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じ
ること。

II 自衛隊輸送機の機種変更に伴う基地周辺対策の充実

航空自衛隊美保基地においてC-1輸送機に代わり配備が予定されているC
-2輸送機(仮称)の導入にあたっては、安全運航に万全を期すとともに、低
空での飛行経路に位置する地元自治体については、「特定防衛施設関連市町
村」としての指定も含め、生活環境の整備と地域振興など周辺対策を充実・強
化すること。

Ⅲ 隠岐における分屯地の設置など自衛隊配備体制の充実

- 1 隠岐島は、国境離島として、我が国の国境管理や安全保障、海洋資源の確保という国家的な役割を担っている。
平素から、海上保安庁を中心として、海上の警戒監視活動が行われているところであるが、北朝鮮情勢が一段と緊迫する中、隠岐島に分屯地を配備するなど、万が一の不測の事態に対処できる体制を整備すること。
- 2 日本海を隔てて北朝鮮と隣接する位置関係、離島や長い海岸線を有する地理的状况、さらには、原子力発電所が立地する本県事情等を考慮し、出雲駐屯地をはじめ、県内における自衛隊の配備体制の充実を図ること。